

熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊野古道伊勢路（以下「伊勢路」という。）の沿線地域（伊勢市、玉城町、多気町、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町及び紀宝町の区域をいう。以下同じ。）において、伊勢路を良好な状態で保全するとともに、来訪者が安全・快適に歩くための観光インフラ整備の促進を図ることを目的として、熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金（以下「補助金」という。）の交付について、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県告示第241号。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、伊勢路沿線で実施される以下の事業とする。

- (1) 伊勢路保全活動支援事業
- (2) トイレ整備事業
- (3) 案内標識等整備事業

2 前項の補助対象事業の内容については、別表1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、伊勢路沿線地域の市町（伊勢市、玉城町、多気町、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町及び紀宝町）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費のうち、別表2に掲げる率及び上限額の範囲内とし、予算の範囲内で知事が必要と認める額とする。

2 各補助対象事業において、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、別表3に掲げる経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については補助対象外とする。

- (1) 補助金の交付決定を受ける前の依頼や支出に係る経費
- (2) 不動産の取得、賃借、土地の造成等に係る経費
- (3) 本体工事に係る測量、設計、物品購入のみを実施する場合の経費
- (4) 補助金の趣旨に照らして直接関係しない経費や補助金の交付に関して適切

でない経費

- (5) 補助対象物件の維持管理費
- (6) 他の三重県の補助金の交付を受けている経費

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、補助金の交付決定をした日から当該年度の3月末（トイレ整備事業にあっては、2月末）までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の交付申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 この補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。
- (1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
 - (2) 暴力団排除要綱第2条第7号に定める不当介入を受けたときは、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うこと。
 - (3) その他知事が必要と認めること。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条の交付決定に不服がある場合における、規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の変更)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助対象経費の配分の

変更又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

- 2 前項の軽微な変更とは、各補助対象事業において、交付決定額の3割未満の減額とする。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じて条件を付し、補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事の求めがあったときは、補助事業の遂行について知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第11条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は当該補助金交付決定日の属する年度の翌年度4月10日（トイレ整備事業にあっては、その日から起算して30日以内又は当該補助金交付決定日の属する年度の3月10日）のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）に関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、補助事業者から前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ調査等を実施し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う仕入税額控除報告書(第11号様式)により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還については、規則第17条第2項の規定を準用する。

(補助金に係る経理)

- 第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金に係る財産の処分制限)

- 第18条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合における規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 2 前項の場合における規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具は、1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具とする。

(その他)

- 第19条 補助金の交付等に関し、この要領、規則及び要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

補助対象事業	補助対象事業内容
(1) 伊勢路保全活動 支援事業	伊勢路の各峠道等の周辺において実施される古道の保全活動及び 保全団体等が実施する保全活動に対する支援 〔対象箇所〕 女鬼峠、三瀬坂峠、荷坂峠、ツヅラト峠、一石峠・熊ヶ谷道、始 神峠、馬越峠、八鬼山越え、三木峠・羽後峠、曾根次郎坂・太郎 坂、二木島峠・逢神坂峠、波田須の道、大吹峠、観音道、松本峠、 横垣峠、風伝峠、通り峠、浜街道、熊野川、その他知事が必要と 認める箇所
(2) トイレ整備事業	伊勢路沿線における観光客用トイレの新設及び改修（洋式化、高 機能化等） ただし、トイレは設置者により適切に管理され、観光客等に広く 開放されるとともに、三重県が指定する伊勢路のトイレサインを掲 示したものであること
(3) 案内標識等整備 事業	伊勢路の案内標識等の新設、更新又は修繕 ただし、案内標識等は「熊野古道伊勢路案内等表記ガイドライン」 （令和5年3月策定 令和8年3月改定 熊野古道協働会議）によ り統一的なルールを定めた道標、記名看板、総合案内板及び解説板 とし、これに沿った仕様とすること

別表2（第4条関係）

補助対象事業	補助率	補助上限額
(1) 伊勢路保全活動 支援事業	2分の1	1申請あたり 50万円
(2) トイレ整備事業	2分の1	1申請あたり 1,000万円
(3) 案内標識等整備 事業	3分の1	1申請あたり 50万円

別表3 (第5条関係)

補助対象事業	区分	補助対象経費
(1) 伊勢路保全活動 支援事業	保全 事業費	<p>古道の保全に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、需用費(消耗品費、燃料費等)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料等)、原材料費及び設計監督料等をいう)</p> <p>ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託料、使用料、負担金、原材料費及び知事が特に必要と認める費用を含む</p>
	保全活動 支援事業費	<p>保全団体等が実施する古道の保全活動の支援に必要な補助金及び保全団体等に支給または貸与する原材料費、備品購入費等</p> <p>ただし、補助金には、これと同等と認められる報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費等)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料等)、委託料、使用料、負担金、原材料費及び知事が特に必要と認める費用を含む</p>
(2) トイレ整備事業	本体工事費	<p>トイレの整備(新設、改修)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、需用費(消耗品費、燃料費等)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料等)、原材料費及び設計監督料等をいう)</p> <p>ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託料、使用料、負担金、原材料費及び知事が特に必要と認める費用を含む</p>
	設計費	トイレの整備(新設、改修)に必要な設計費
(3) 案内標識等整備 事業	本体工事費	<p>案内標識等の整備(新設、更新又は修繕)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、需用費(消耗品費、燃料費等)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料等)、原材料費及び設計監督料等をいう)</p> <p>ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託料、使用料、負担金、原材料費及び知事が特に必要と認める費用を含む</p>
	設計費	案内標識等の整備(新設、更新又は修繕)に必要な設計費